

市役所内で行われた会議について、その内容を概略でお知らせします。詳しくはホームページまで。

会議名など	内容
5月16日(月) 第1回長浜市行政不服審査会 担当課:総務課(☎65-6503)	平成28年度の会長が委員の互選によって選出され、会長により会長代理が指定されました。
5月16日(月) 第1回長浜市社会教育委員会議 担当課:生涯学習課(☎65-6552)	長浜市教育行政方針等について事務局から説明を受け、質疑応答を行ったほか、テーマごとに研究を行う部会の設置を決定しました。
5月20日(金) 第1回長浜市国民健康保険運営協議会 担当課:保険医療課(☎65-6512)	正副会長選出後、近年の医療費上昇に対応するための保険料率改定について説明を受け、質疑応答を行い、了承しました。また、国保制度改革について説明を受けました。
5月24日(火) 第1回長浜市図書館協議会 担当課:長浜図書館(☎63-2122)	委員の互選により正副会長を決定するとともに、平成27、28年度の事業について事務局から説明を受け、質問応答および意見交換を行いました。
5月30日(月) 第1回長浜市森林ディレクション審議会 担当課:森林整備課(☎65-6526)	森づくり計画アクションプランの平成27年度実績および平成28年度事業計画について事務局から説明を受け、事業評価の手法について検討しました。
5月31日(火) 第5回長浜市総合計画審議会 担当課:総合政策課(☎65-6505)	次期総合計画の策定にあたり、事務局からまちづくりの重点プロジェクトなど、新基本計画の骨子案について説明を受け、内容を協議しました。
6月1日(水) 第1回長浜市水防協議会 担当課:防災危機管理局(☎65-6555)	長浜市水防計画(案)について事務局より説明を受け、質疑応答を行い、原案のとおり承認しました。
6月6日(月) 第4回田村駅周辺整備基本構想策定懇話会 担当課:都市計画課(☎65-6562)	田村駅周辺整備基本構想(素案)の内容について、市から説明を受け、意見交換を行いました。
6月8日(水) 長浜市指定管理者選定委員会第2委員会(第2回会議) 担当課:行政経営改革課(☎65-6702)	西浅井地域振興関連施設および五先賢の館の指定管理者の募集にあたり、募集方法や要項等について審議しました。

## 国際大会等への出場を応援します

☎文化スポーツ課(☎65-8787)

大会区分	1人あたり 交付金額	1団体あたり 限度額
国際大会	30,000円	300,000円
全国大会	10,000円	100,000円
近畿等大会	2,000円	70,000円
滋賀大会	1,000円	50,000円

文化スポーツの振興と発展を図るため、各種文化スポーツ大会に出場する人に対して、激励金の交付を行っています。

**【対象】**市内在住で、予選・選考・推薦を経て大会に出場する人

**【受付期限】**大会終了後1か月以内

**【申請】**申請書を直接担当課まで。申請書は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

※大会区分に関わらず、1年度に1回を限度とします。

※交付金額や申請方法について、本年度から変更していますので、詳しくは事前にお問い合わせください。

## 市政の動き (5月16日～6月15日)

### JADックの健診費用を助成します

☎保険医療課(☎65-6512)

レーク伊吹農協ドック健診(10月)と北びわこ農協ドック健診(12月)の健診費用を助成します。

**【対象者】**次のすべてにあてはまる人

- ①長浜市国民健康保険に加入している平成28年4月1日現在40歳以上で、かつ受診日時点で75歳未満の人
  - ②国民健康保険料および市税等の滞納がない世帯の人
  - ③市の保健指導を受けることに同意する人
- ※今年度の〇次健診、特定健診を受診する人は助成が受けられません。

**【対象受診機関】**レーク伊吹農協、北びわこ農協

**【助成内容】**

レディースドック健診、メンズドック健診、JADック健診、同時に実施されるオプション検診

**【助成額】**

受診費用の1/2(100円未満切捨て) 上限2万円

**【手続方法】**

国民健康保険被保険者証をお持ちになり、左記窓口まで。

※申請書には本人の署名が必要です。

**【締切】**

レーク伊吹農協ドック健診 9月9日(金)まで  
北びわこ農協ドック健診 11月18日(金)まで

※申込み多数の場合は、早く締め切ります。

※医療機関での人間ドックの助成申請受付は終了しました。

### 申請窓口

保険医療課(東館1階)  
北部振興局福祉生活課、各支所

### 国民年金免除制度のお知らせ

☎彦根年金事務所 国民年金課

(☎749-231114)

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合、免除または猶予される制度があり、2年間までさかのぼって申請できます。

**①保険料申請免除(1/4(全額))**

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。(承認期間は原則7月～翌年6月)  
※一部免除の場合、保険料の納付がないと未納扱いになります。

**②若年者納付猶予**

50歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。(承認期間は原則7月～翌年6月)

**③学生納付特例**

学生で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。(承認期間は原則4月～翌年3月)

保険料の免除・猶予を希望する場合は、左記の通り申請してください。

### 申請方法

**【持ち物】**年金手帳、印鑑

※離職票や雇用保険受給資格者証が必要な場合もあります。

**【申請窓口】**

保険医療課(東館1階)  
北部振興局福祉生活課・各支所  
彦根年金事務所(彦根市外町)

### 「高齢者向け給付金」の申請はお済みですか

☎社会福祉課(☎65-6526)

所得の少ない高齢者を対象に、高齢者向け給付金を支給しています。

**【支給対象者】**

昭和27年4月1日以前に生まれた人で、平成27年度分の市民税(均等割)が非課税の人。

※次に該当する人は対象となりません。

- ・市民税が課税されている人の扶養者
- ・生活保護の受給者など

※支給対象と見込まれる人に、申請書類を4月下旬に郵送していただきますので、早めに申請してください。**期限を過ぎると給付金が受け取れませんのでご注意ください。**

※申請先は平成27年1月1日時点で住民登録のあった市区町村です。申請先が市外の場合は各市区町村にお問い合わせください。

※申請から振り込みまで、およそ1か月半かかります。

**【申請期限】8月1日(月)まで(必着)**

**【提出先】**社会福祉課(西館1階)

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください**

高齢者向け給付金に関して、次のようなことは絶対にありません！

- 国や県、市職員などがATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、「高齢者向け給付金」の給付のために、手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- メールで口座番号や個人情報等の送信を求めることは絶対にありません。